

山梨県公報

号外第十六号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

規 則

山梨県市町村等財務実地調査規則を廃止する規則	九四
山梨県保安林改良事業等実施規則を廃止する規則	九四
山梨県通訳案内業法施行細則を廃止する規則	九四

山梨県規則第二号

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
(趣旨)

第一条 民間事業者等が、知事の所管する条例等に係る書面の保存等を山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(条例第三条第一項の規則で定める保存)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等が、条例第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づき電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ

規 則

山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則	一
山梨県障害者自立支援法施行細則	三
山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二六
山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	三七
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	三七
山梨県補助金等交付規則の一部を改正する規則	五六
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則	五六
山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	六七
山梨県職員職務発明等取扱規則の一部を改正する規則	六七
山梨県情報公開条例施行規則及び山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	六八
山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則	七五
山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	七五
山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則	七五
山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	七九
山梨県病院事業職員宿舎管理規則の一部を改正する規則	九〇
山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	九一
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	九二
山梨県職場適応訓練委託規則及び山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	九二
山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	九二
租税特別措置法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則	九三
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	九三
山梨県立女子短期大学学則及び山梨県立女子短期大学図書館規則を廃止する規則	九四

電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにするための措置を講じなければならない。

3 民間事業者等が、第一項の規定に基づき電磁的記録による保存を行う場合のうち、別表第二の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 電磁的記録に記録された事項について消失を防止するための措置
- 二 電磁的記録に記録された事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができるようにするための措置

(条例第四項の規定で定める作成)

第四条 条例第四項の規定で定める作成は、別表第三の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第五条 民間事業者等が、条例第四項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(条例第五項第一項の規定で定める縦覧等)

第六条 条例第五項第一項の規定で定める縦覧等は、別表第四の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 民間事業者等が、条例第五項第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書面による方法により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第一条、第三条関係)

条 例 等	規 定
一 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和三十六年山梨県条例第五十六号)	第七条第三項及び第十条第三項第三号
二 山梨県化製場等に関する法律施行条例(昭和三十九年山梨県条例第二十五号)	第八条
三 山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十五号)	第十二条第一項
四 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十六号)	第十二条
五 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)	第三十七条
六 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和三十二年山梨県規則第四十三号)	第十二条
七 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)	第一百八十条
八 病院事業財務規則(昭和三十四年山梨県規則第五十一号)	第六十六条
九 山梨県水産業協同組合法施行細則(昭和三十四年山梨県規則第五十二号)	第十四条
十 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和三十五年山梨県規則第十号)	第六条
十一 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成八年山梨県規則第十七号)	第十五条

十二 山梨県中小企業高度化資金貸付規則（平成十二年山梨県規則第五十一号）	第二十六条第一項
--------------------------------------	----------

別表第二（第三条関係）

条 例 等	規 定
一 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第十二条第四号
二 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第十五条第七号
三 山梨県中小企業高度化資金貸付規則	第二十六条第一項

別表第三（第四条、第五条関係）

条 例 等	規 定
一 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例	第七条第三項及び第十条第三項第三号
二 山梨県高山植物の保護に関する条例	第十二条第一項
三 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第十二条
四 山梨県屋外広告物条例	第三十七条
五 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）	第七条第一項及び第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十八条第一項並びに第四十四条第一項（第四十六条において準用する場合を含む。）
六 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第十二条

七 山梨県財務規則	第二百五十九条第一項及び第二項
八 病院事業財務規則	第六十六条
九 山梨県水産業協同組合法施行細則	第十四条
十 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第十五条

別表第四（第六条、第七条関係）

条 例 等	規 定
山梨県環境影響評価条例	第八条、第十七条、第二十七条及び第三十九条（第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。）

山梨県規則第三号

山梨県障害者自立支援法施行細則を次のように定める。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県障害者自立支援法施行細則（趣旨）

第一条 この規則は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。
（届出書等）

- 一 法第六十四条の規定による届出（育成医療又は更生医療を担当する病院、診療所又は薬局に係るものに限る。）（第一号様式）
- 二 法第六十四条の規定による届出（精神通院医療を担当する病院、診療所又は薬局に係るものに限る。）（第二号様式）

三 法第六十四条の規定による届出(育成医療又は更生医療を担当する指定訪問看護事業者等に係るものに限る。)(第三号様式

四 法第六十四条の規定による届出(精神通院医療を担当する指定訪問看護事業者等に係るものに限る。)(第四号様式

五 法第七十九条第二項の規定による届出 第五号様式

六 法第七十九条第三項の規定による届出 第六号様式

第三条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 省令第三十五条第一項の申請書 第七号様式

二 省令第五十七条第一項の申請書(育成医療又は更生医療に係るものに限る。)(第八号様式

三 省令第五十七条第一項の申請書(精神通院医療に係るものに限る。)(第九号様式

四 省令第五十七条第二項の申請書(育成医療又は更生医療に係るものに限る。)(第十号様式

五 省令第五十七条第二項の申請書(精神通院医療に係るものに限る。)(第十一号様式

六 省令第五十七条第三項の申請書(育成医療又は更生医療に係るものに限る。)(第十二号様式

七 省令第五十七条第三項の申請書(精神通院医療に係るものに限る。)(第十三号様式

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
開設者 印
氏名又は名称

障害者自立支援法に基づく自立支援医療(育成医療・更生医療)の
指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)

このことについて、次のとおり変更が生じたので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。

変更年月日	平成 年 月 日
変更内容	<input type="checkbox"/> 病院、診療所又は薬局の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 開設者の住所及び氏名又は名称
	<input type="checkbox"/> 保険医療機関又は保険薬局である旨
	<input type="checkbox"/> 標ぼうしている診療科名(担当している自立支援医療の種類に関するものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名等
	<input type="checkbox"/> 指定自立支援医療又は調剤を行うために必要な設備等の概要
	<input type="checkbox"/> 診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員
	<input type="checkbox"/> その他
変更前	
変更後	

備考

- 「変更内容」欄は、該当する箇所の()内に○印を記入すること。
- 「変更前」及び「変更後」欄は、「変更内容」欄に○印を記入した内容について記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

開設者

氏名又は名称

印

障害者自立支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の
指定医療機関変更届出書（病院・診療所・薬局）

このことについて、次のとおり変更が生じたので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。

変更年月日	平成 年 月 日
変更内容	<input type="checkbox"/> 病院、診療所又は薬局の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 開設者の住所及び氏名又は名称
	<input type="checkbox"/> 保険医療機関又は保険薬局である旨
	<input type="checkbox"/> 標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関係があるものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名等
	<input type="checkbox"/> その他
変更前	
変更後	

備考

- 「変更内容」欄は、該当する箇所の（ ）内に○印を記入すること。
- 「変更前」及び「変更後」欄は、「変更内容」欄で○印を記入した内容について記載すること。

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名称

印

障害者自立支援法に基づく自立支援医療(育成医療・更生医療)の
指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)

このことについて、次のとおり変更が生じたので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。

変更年月日	平成 年 月 日
変更内容	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション等の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等である旨
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数
	<input type="checkbox"/> その他
変更前	
変更後	

備考

- 「変更内容」欄は、該当する箇所の()内に○印を記入すること。
- 「変更前」及び「変更後」欄は、「変更内容」欄に○印を記入した内容について記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名称

印

障害者自立支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の

指定医療機関変更届出書（指定訪問看護事業者等）

このことについて、次のとおり変更が生じたので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。

変更年月日	平成 年 月 日
変更内容	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション等の名称及び所在地
	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者等である旨
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数
	<input type="checkbox"/> その他
変更前	
変更後	

備考

- 「変更内容」欄は、該当する箇所の（ ）内に○印を入れること。
- 「変更前」及び「変更後」欄は、「変更内容」欄で○印を記入した内容について記載すること。

第5号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

障害福祉サービス事業開始届

次のとおり障害福祉サービス事業を開始したいので、障害者自立支援法第79条第2項の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名等
- 5 事業を行おうとする区域
- 6 市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称
- 7 短期入所事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員
- 8 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書及び主な職員の経歴書を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

障害福祉サービス事業変更届

次のとおり障害福祉サービス事業について届け出た事項を変更したので、障害者自立支援法第79条第3項の規定により届け出ます。

- 1 変更する事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

第7号様式（第3条関係）

自立支援医療費（育成・精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）

障害者・児	フリガナ		性別	男・女	年齢	歳	生年月日	
	受診者氏名						明治 大正 昭和 平成	日
未 満 の 場 合 が 十 八 歳	フリガナ		電話番号		受診者との 関係			
	受診者住所							
未 満 の 場 合 が 十 八 歳	フリガナ		電話番号		受診者との 関係			
	保護者住所							
負 担 額 に 関 す る 事 項	受診者の被保険者証の記号及び番号		保険者名					
	受診者と同・保険の加入者		受給者の属する被保険者証の記号及び番号					
	該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・…定以上			重度かつ継続	該当・非該当		
身体障害者手帳番号			精神障害者保健福祉手帳番号					
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局及び訪問看護事業者を含む。）		医療機関名			電話番号			
受給者番号								
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <p>申請者氏名 印</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align:center">山 梨 県 知 事 殿</p>								

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 住所
氏名又は名称 印

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書
（病院・診療所）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）されたく申請します。

保険医療機関	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
標ぼうしている診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は歯科医師の経歴	別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2	
自立支援医療を行うための入院設備の定員				人

別紙 1

経歴書

学位		ふりがな 氏名		生年月日	
現住所					
関係学会 加入状況					
年月日	任免事項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名			

自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

	品目	数量	品目	数量
設備（主要なもの）				
体制				

第9号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 住所
氏名又は名称 印

指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定(変更)申請書(病院・診療所)

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定(変更)されたく申請します。

保険医療機関	名称	
	所在地	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
標ぼうしている診療科目		
主として担当する医師の経歴		別紙

備考 標ぼうしている診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

経歴書

ふりがな 氏名		印	生年月日	
現住所				
年月日	任免事項			

第10号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 住所
氏名又は名称 印

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（薬局）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）されたく申請します。

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
薬剤師の氏名			経歴	別紙1
調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	

別紙 1

経歴書

学位		ふりがな 氏名	印	生年月日	
現住所					
最終学歴					
主たる職歴					

別紙 2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
主たる設備	品目	品目	

備考

- 1 薬局の見取図を添付すること。
- 2 「主たる設備」欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げる以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者 住所
氏名又は名称 印

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（薬局）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定（変更）されたく申請します。

保険薬局	名称			
	所在地			
開設者	住所			
	氏名又は名称			
薬剤師の氏名			経歴	別紙

別紙

経歴書

学位		ふりがな 氏名	印	生年月日	
現住所					
最終学歴					
主たる職歴					

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者

所在地

名称

印

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書
（指定訪問看護事業者等）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立
支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）されたく申請します。

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	職員の定数	別紙

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職種	定数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者

所在地

名称

印

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書
（指定訪問看護事業者等）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定（変更）されたく申請します。

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	職員の定数	別紙

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職種	定数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

山梨県規則第四号

山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則(昭和五十年山梨県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山梨県消費生活条例施行規則

第一条中「山梨県消費生活の保護に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十一号)」を「山梨県消費生活条例(平成十七年山梨県条例第一百十二号)」に改める。
第三十条中「山梨県消費生活保護審議会」を「山梨県消費生活審議会」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十九条中「第二十八条第三項」を「第三十三条第二項」に、「第九号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第三十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

(知事に対する申出の手續)

第三十四条 条例第三十条第一項の規定により申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 求める措置の内容及び申出の理由
- 三 その他参考となる事項

第二十八条を削る。

第二十七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「等の経過及び結果」を「の進ちよく状況及び貸付金の使用状況」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条第一項中「一」を「いずれかに」に、「第十九条第一項(第二十一条第二項)」を「第二十五条第一項(第二十七条第二項)」に、「資金の貸付」を「貸付金の貸付け」に、「ある」を「できる」に改め、同項第一号中「が」を削り、同項第二号及び第三号中「資金」を「貸付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「資金」を「貸付金」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「資金」を「貸付金」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第三十二条とする。

第二十五条中「理由が」を「理由」に、「資金」を「貸付金」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十四条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による資金」を「条例第二十五

条第三項の規定により貸付金」に、「消費者訴訟資金返還猶予申請書」を「消費者訴訟貸付金返還猶予申請書」に改め、同項を同条とし、同条を第三十条とする。

第二十三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「委員会」の意見を聴いて「を削り、「当該資金」を「当該貸付金」に改め、同項第一号中「資金」を「貸付金」に改め、同条第二項中「資金の」を「貸付金の」に、「消費者訴訟資金返還免除申請書」を「消費者訴訟貸付金返還免除申請書」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「資金」を「貸付金」に、「訴訟等」を「訴訟」に、「土曜日」を「金融機関の休日」に、「その翌々日」を「金融機関の翌営業日」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条第一項中「資金の貸付けを受けて」を「貸付金の貸付けを受けて」に、「資金の額に不足を生じ、」を「貸付金の額では」に、「第十四条」を「第二十条」に、「不足する資金」を「不足する貸付金」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十四条」に、「資金の」を「貸付金の」に、「消費者訴訟資金貸付申請書」を「消費者訴訟貸付金貸付申請書」に、「消費者訴訟資金追加貸付申請書」を「消費者訴訟貸付金追加貸付申請書」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条中「資金の」を「貸付金の」に、「消費者訴訟資金(追加)交付請求書」を「消費者訴訟貸付金(追加)交付請求書」に、「消費者訴訟」を「消費者訴訟(追加)資金借用書」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条第一項中「消費者訴訟資金貸付申請書」を「消費者訴訟貸付金貸付申請書」に、「資金の」を「貸付金の」に改め、同条第二項中「資金」を「貸付金」に、「これに条件を付けた場合にはその条件」を「条件(貸付金の貸付けの決定に条件を付した場合に限る。)」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「資金の」を「貸付金の」に、「消費者訴訟資金貸付申請書」を「消費者訴訟貸付金貸付申請書」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条(見出しを含む。)中「資金」を「貸付金」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条中「第二十二条第一項第四号」を「第二十四条第一項第四号」に、「もの」を「こと」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条中「第二十二條第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条中「条例第二十二條第一項に規定する規則で定める金額」を「貸付金の額」に改め、「五十万円」の下に「以内」を加え、同条ただし書中「委員会」を「委員会」に、「資金」を「貸付金」に、「限りでは」を「限りで」に改め、同条を第二十条とする。

る。

第十三条中、「第二十二条第一項の規定による」を、「第二十四条第一項の規定により貸し付ける」に、「資金」を「貸付金」に改め、「同項に規定する規則で定める」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「手数料」を削り、同条を第十九条とする。

第十二条を削り、第十一条を第十八条とし、第五条から第十条までを七条ずつ繰り下げる。

第四条中「第二条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とし、第二条を第十条とし、第一条の次に次の七条を加える。

(条例第十六条第一項第一号の不当な取引行為)

第二条 条例第十六条第一項第一号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 商品若しくは役務の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくは役務の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような広告その他の表示で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 商品又は役務に関し、その品質に安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、又は保有し得るものを消費者に提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所を明らかにせず、又はこれらを偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤認させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 商品又は役務の品質、内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

六 商品又は役務の購入、利用又は設置が法令、慣習等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

七 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な団体の職員と誤認させ、若しくは自らの学歴、資格等について誤認させるような言動、表示等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な団体若しくは個人の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤認させるような言動、表示等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(条例第十六条第一項第二号の不当な取引行為)

第三条 条例第十六条第一項第二号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 威圧的な言動を用いて、又は長時間にわたり、反復して、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような手段で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 電子メールその他の電気通信(有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。)を介して広告その他の表示を消費者の受信の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 正当な理由なく、早朝又は深夜に電話をし、又は訪問すること等の消費者の私生活又は業務の平穩を害するような手段で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 路上その他公共の場所において消費者を呼び止め、その場で、又は営業所若しくはその他の誘引した場所で、執ように説得し、又は威圧的な言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 親切な行為又は無償若しくは著しい廉価の商品又は役務の供給を行うことにより、消費者の心理的な負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

六 消費者からの要請がないにもかかわらず、商品又は役務の購入のための資金に関する借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

七 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

八 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書を作成させて、契約を締結させること。

九 消費者の不辛を予言すること、消費者の健康上の不安、老後の不安その他の生活上の不安を殊更にあおること等により、消費者を不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十 消費者が従前にかかわつた取引に関する情報を利用して消費者を不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益の拡大を防止することができるかのように告げて、

契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十一 主たる販売目的以外の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせ、商品若しくは役務の購入の契約の締結を勧誘し、又はその契約を締結させること。

(条例第十六条第一項第三号の不当な取引行為)

第四条 条例第十六条第一項第三号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する等、信義則に背反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させること。

二 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金について、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。

三 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する条項を設けた契約を締結させること。

四 契約書に消費者が購入の意思表示をした商品又は役務と異なるものを記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

五 消費者にとつて不当に過大な量の商品若しくは役務又は不当に長期にわたつて供給される商品若しくは役務の購入を内容とする契約を締結させること。

六 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させること。

七 商品又は役務の購入に伴つて消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、その信用の供与を伴つた契約を締結させること。

八 債務不履行、債務の履行に際してされた不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた事業者の損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又はその瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。

九 クレジットカード、会員証、暗証番号その他の商品又は役務を購入する際の資格を証するものが第三者によつて不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。

(条例第十六条第一項第四号の不当な取引行為)

第五条 条例第十六条第一項第四号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 消費者又はその保証人等法律上支払義務のある者(以下この条において「消費者

等」という。)を欺き、威迫し、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をすること、若しくは訪問することその他の不当な手段により困惑させ、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

二 消費者等を欺き、威迫し、又は不当な手段により困惑させ、預金の払戻し、生命保険の解約、借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせること。

三 消費者等に対して、正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を消費者等の支払能力に関する情報の収集及び提供を業とする者若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて情報を流布する旨の言動を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

四 契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

五 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又はその協力をさせること。

六 消費者等に対して、事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、又は偽つて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(条例第十六条第一項第五号の不当な取引行為)

第六条 条例第十六条第一項第五号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させ、商品又は役務を契約の趣旨に従つて供給しないこと。

二 契約又は法令の規定により消費者に認められている財務書類を閲覧する権利、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むこと。

三 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者の対処が可能な期間前の通知をすることなく、債務の全部又は一部の履行を中止すること。

(条例第十六条第一項第六号の不当な取引行為)

第七条 条例第十六条第一項第六号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回等に際し、これらを不当に拒否すること、不当な違約金、損害賠償金等を要求すること、威迫すること等により、契約の成立又は存続を強要すること。

二 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これに応じず、威迫し、又は

欺くことにより、その権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
三 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。

四 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくは役務の使用若しくは利用をさせて、契約の成立又は存続を強要すること。

五 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、役務の対価等の支払を要求して、その権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。

六 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、消費者の中途解約の申出に対して、これを不当に拒否すること、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求すること、威迫すること等により、契約の存続を強要すること。

七 消費者の契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

2 前項第二号から第五号までに規定する「クーリング・オフの権利」とは、次に掲げる権利をいう。

一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

二 特定商取引に関する法律（昭和三十五年法律第五十七号）第九条第一項、第二十条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

三 前二号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で前二号に掲げる権利に類するもの

（条例第十六条第一項第七号の不当な取引行為）
第八条 条例第十六条第一項第七号の規定に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一 重要な情報を提供せず、又は誤認させるような表現を用いて、立替払、債務の保証その他の与信契約等の締結を勧誘し、又はその与信契約等の締結をさせること。

二 消費者の返済能力を超えることが明白な与信契約等であるにもかかわらず、その与信契約等の締結を勧誘し、又はその与信契約等の締結をさせること。

三 販売業者等（商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店を営む者その他の実質的な販売行為を行う者をいう。以下この条において同じ。）の行為が第二条から第四条までに規定する不当な取引行為に該当することを知りながら、又は契約

上知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約

等の締結をさせること。
四 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもつて消費者が正当な根拠に基づき債務の履行を拒否できる場合であるにもかかわらず、不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
第一号様式から第七号様式までを次のように改める。

消費者訴訟貸付金貸付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)氏名

次のとおり消費者訴訟貸付金の貸付けを受けたいので、申請します。

訴訟の種類		訴訟の目的価額		円
		訴訟に要する費用総額		円
貸付申請金額		円	内訳	
			1 裁判所に納める費用	円
			2 訴訟代理人報酬	円
			3 その他の費用	円
申請者	ふりがな 氏名	性別	名称	
	住所		住所	
	生年月日	歳	勤務先	電話番号
代訴 理人	ふりがな 氏名	性別	事務所所在地	
	生年月日	歳	電話番号	
相手方	事業者名		事業者名	
	所在地		所在地	
	代表者		代表者	
被害状況				

第2号様式(第26条・第27条関係)

消費者訴訟貸付金(追加)交付請求書

年 月 日

山梨県知事 殿

(借受者)住所
氏名

年 月 日付け 第 号で 貸付け・追加貸付け決定の通知を受けた消費者訴訟
貸付金を次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 振込口座
 - (1)金融機関名
 - (2)支店名
 - (3)預金種別
 - (4)口座番号
 - (5)口座名義

消費者訴訟(追加)貸付金借用書

年 月 日

山梨県知事 殿

(借受者)住所
氏名

年 月 日付け 第 号で 貸付け・追加貸付け決定の通知を受けた消費者訴訟
貸付金を確かに借用しました。

なお、この貸付金の使用に当たっては、山梨県消費生活条例、山梨県消費生活条例施行規則及び貸付け
条件を遵守します。

1 借用日 年 月 日

2 貸付金額 円

3 貸付金の使途(予定)

(1)裁判所に納める費用 円

(2)訴訟代理人報酬 円

(3)その他() 円

4 貸付金の利息:無利息

5 返還日:訴訟が終了した日の翌日から起算して六月を経過した日

6 延滞違約金:貸付金につき年十・七五パーセントの割合で計算した額が百円以上の場合、当該金額を違約金とし
て支払います。

7 その他:次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、指定期日までに貸付金の全部又は一部を返還します。

(1)正当な理由なく訴訟を提起しないとき。

(2)貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3)偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。

第4号様式(第27条関係)

消費者訴訟貸付金追加貸付申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)氏名

次のとおり消費者訴訟貸付金の追加貸付けを受けたいので、申請します。

1 追加貸付申請金額	円	内訳	1 裁判所に納める費用	円	
			2 訴訟代理人報酬	円	
			3 その他の費用	円	
2 既貸付申請金額	円	内訳	1 裁判所に納める費用	円	
			2 訴訟代理人報酬	円	
			3 その他の費用	円	
追加申請理由					
訴訟に要する費用の総額			円	当初総額	円

第5号様式(第29条関係)

消費者訴訟貸付金返還免除申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)氏名

次のとおり消費者訴訟貸付金の返還の免除を受けたいので、申請します。

借受金額		円	借受金返還免除申請金額		円
訴訟に要した費用の額		円	内訳	1 裁判所に納める費用	円
				2 訴訟代理人報酬	円
				3 その他の費用	円
訴訟の終了等の結果、相手方から弁済等を受けることとなった金銭の額					円
上記金額の内訳	金額	相手方	理由(判決・和解・その他)		支払期限等
	円	名称 所在地			
	円	名称 所在地			
返還免除申請理由					

第6号様式(第30条関係)

消費者訴訟貸付金返還猶予申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)氏名

次のとおり消費者訴訟貸付金の返還の猶予を受けたいので、申請します。

借受金額		円	
返還額		円	
返還猶予申請金額		円	
訴訟に要した費用の額	円	内訳	
		1 裁判所に納める費用	円
		2 訴訟代理人報酬	円
		3 その他費用	円
訴訟終結日	年 月 日		
返還期限	年 月 日		
返還猶予申請期限	年 月 日		
返還猶予後の返還方法			
返還猶予申請理由			

(表)

9センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写 真

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、山梨県消費生活条例(平成17年12月22日山梨県条例第112号)第33条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日(発行)

山梨県知事 印

6センチメートル

(裏)

山梨県消費生活条例(抜すい)

(報告及び立入調査)

第三十三条 知事は、第二章から第四章まで及び第六章の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し報告させ、又はその職員をして事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所、店舗、工場、倉庫その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。